

アウグスブルクにおける 1559 年の競馬大会

楠 戸 一 彦 (広島大学)

Pferdrennen in der Stadt Augsburg (1559)

KUSUDO Kazuhiko (Hiroshima University)

はじめに

本研究は、1559年にアウグスブルクで開催された競馬大会について、アウグスブルクの参事会役人であるP.H.マイル(1517-1579)が書き残した記録を、邦訳によって紹介することを目的としている。

ドイツ中世後期の都市における「市民」は戦時には騎馬で従軍する義務があり、このため彼らは富に応じて馬を所有していなければならなかった¹⁾。馬を所有する市民たちは、乗馬の訓練をし、騎馬での競技である馬上槍試合や競馬大会に参加した。例えば、領封君主が都市内の広場などで実施する集団や単騎での「馬上槍試合」の際には市民もこの試合に参加し、他方では市民たちだけで馬上槍試合を開催することもあった²⁾。さらに、都市当局が開催する弩や銃による「公開射撃大会」の際には、「余興競技(Kurzweil)」として競馬大会が実施された³⁾。

他方、15世紀になると、都市当局が主催する競馬大会が開催されることもあった。例えば、1442年にネルトリンゲンでは、シャルラッハ布を賞品とする競馬大会が開催された⁴⁾。1454年には、アウグスブルクの参事会が競馬大会を開催し、この大会にはネルトリンゲンなど近隣の都市からの馬も参加した⁵⁾。

このように、ドイツ中世後期の都市においては、競馬は日常的な「娯楽」の一つとなっていた⁶⁾。しかし、従来のドイツ中世スポーツ史の研究においては、都市における競馬大会については十分な注意が払われなかった⁷⁾。アウグスブルクにおける競馬に関しては、L.ムスグヌンクが1454年の競馬大会に

ついて言及しているに過ぎない⁸⁾。

史料について

アウグスブルクの統治機関である参事会の役人であったP.H.マイル(Paul Hector Mair, 1517-1579)は、年代記者でもあった。彼は参事会における会計係と糧食係という職務を通じて、参事会に関係するさまざまな「慣習」に通暁していた。しかも、彼は参事会やツンプトの選挙、城門や夜間の警備、帝国議会の際の儀式や接待あるいは贈答、射撃大会などの行事などに関するさまざまな出来事や慣習を、『備忘録』として書き残した。また、彼は広範な分野に関する図書を購入すると同時に、さまざまな年代記や文書などを書写させて『叢書』を作成した。これらの備忘録や叢書と並んで、彼は射撃や剣術に関する著作をも残している⁹⁾。

本稿で取り上げる1559年の競馬大会に関するマイルの記述は、現在はアウグスブルク市立文書館が所蔵する『年代記』(Cronica)と『備忘録』(Memorialbuch)および『大備忘録』(Großes Memorybuch)に所収されている¹⁰⁾。このうち、『備忘録』では1559年の競馬大会だけが記述されており、『大備忘録』では賞品だけが記述されている。これに対して、『年代記』では、後述するように1478年から1559年の競馬大会が記述されている。そこで、本稿では『年代記』における記述を定稿として邦訳を進めることにする。

1575年に完成した『年代記』は、508丁の紙に「帝

国都市アウグスブルク内だけでなく、神聖ローマ帝国と他の国のあらゆる身分の間で生じた必要かつ有用で記述するに値するあらゆる歴史と誉むべき慣習」が記録されている「叢書」である¹¹⁾。本書の620頁から632頁では、「競馬。多年前に、そしてツント体制時代に、城門などの警護と共に、競馬がどのように開催されたか¹²⁾」という表題の下に、1478年から1559年の間に開催された競馬大会が叙述されている。すなわち、1478年、1480年、1511年、1524年、1527年、1544年、1549年、1559年に開催された競馬大会が記述されている。この内、1478年から1549年の競馬大会に関しては、参事会の会計帳簿の記録に基づいて、主として賞品や警備員などに対する支出金額が記述されている。これに対して、1559年の競馬大会に関しては、競馬大会の運営が他の大会よりも比較的詳細に記述されている¹³⁾。そこで、本稿では、紙面の関係もあって、1478年から1559年の競馬大会に関する記述全体を訳出するのではなく、1559年の競馬大会に限定して訳出することにする。

邦訳に当たっては、原則として原文の段落に従って訳出した。[]内の語句は訳者の挿入である。また、各段落の邦訳の後に、ドイツ語による翻刻を記載した¹⁴⁾。

1559年の競馬大会の邦訳

我が紳士¹⁵⁾が競馬大会を告示するとき、どのように行ったか。(Wie es meine Herrn halten, wann sie ein Rennen ausschreiben.)

我が紳士が競馬大会を告示し、開催しようとした時、彼らは次の諸侯に都市の使者を派遣し、[参加を要請した]。ミュンヘンのヴィイルヘルム公とルードヴィヒ公、フライジング司教、ノイブルクのオットー・ハインリヒ公、ヴェルテンベルク公、アイヒシュテット司教。しかし、これは1557年に行われたのではない¹⁶⁾。この告示は2つの部屋¹⁷⁾とその戸口に張り出された。(Wann meine Herrn ein Rennen ausschreiben und halten, so schreiben sie den Fürsten zu bey jhrem Stadtbotten: dem von München, Hertzog Wilhelm, Hertzog Ludwig, Bishoff zu Freybingen,

Hertzog Otto Heinrich zu Neuburg, Hertzog zu Würtemberg, Bischoff zu Aichstädt. Aber es ist anno 1557 nit beschehen. Man schlägt das Ausschreiben an beeden Stuben auf und herniden an der beeder Stuben Thürn.)

聖ミカエルの日 [9月29日] の後の日曜日 [10月8日]¹⁸⁾の12時に、市長であるシェーレンベルガーの家で、[競馬に参加する]馬への押印が行われた。その場には、ウルムでの結婚式に出席していた市長のリーンハルト・クリストフ・レーリンガーの代理である紳士のコンラート・マイヤーと、市長であるヴォルフガング・パラー、3人の建築マイスター、2人の馬監督官¹⁹⁾がいた。各馬の押印代 [参加費] は1フロリンであった。(Am Sontag nach Mickaeli²⁰⁾ um 12 Uhren hat man ins Herrn Burgermeister Schellenbergers Hauß die Rennroß gesiegelt. Darbey seind gewest Herr Conrad Mayer, so den Burgermeister Lienhard Christoff Rehlinger verwesen hat, dann er ist zu Ulm auf der Hochzeit gewest, und der Herr Burgermeister Wolfgang Paller, die 3 Herrn Baumeister und die 2 Stimierherrn. Und von jedem Roß zu siegeln in Geld fl. 1. ²¹⁾)

翌月曜日の午前中に競馬大会が行われた。馬をスタートさせる時、その場には2人の馬監督官がいた。競走馬が濠の所にある [スタート地点に] 一斉に順番に並ぶと、紳士の一人が、鞭を入れる、と叫んだ。彼がそのように言わない場合には、ただ叫び声だけをあげた。こちら [のゴール] には3人の紳士がいる。彼らは切り藁²²⁾を越えてどの馬が1位、2位、3位になるか、馬を見ている。順番に切り藁を越えて来た最後の [馬] は、豚を獲得する。(Und am folgenden Montag zu morgens ist das Rennen²³⁾, wann man die Roß anlast, seind die 2 Stimmherrn darbey. Die Rennroß stehen gleich am Gräblein nacheinander, so schreit der Herrn einer: hauet darauf. Darbey last ers bleiben, schreyt nur den Schrey. Und herunten seind 3 Herrn, so auf die Roß sehen, welches das erst, ander und dritt sey über die Streu, und wie sie nacheinander über die Streu kommen, bis auf des letst, so die Sau gewinnt.)

各々の紳士には2人の騎馬傭兵²⁴⁾が随伴している。荷造り人とワイン運搬人は、切り藁を越えて [ゴールに] 到達したように馬を順番に捕まえ、そうして順番通りに馬を都市の中に導き入れた。(Ein

jeder hat 2 Einspönniger bey sich thun, und die Ballenpinder und Weinzieher fahen die Roß nacheinander auf, wie sie über die Streu kommen, also führen sie nacheinander in die Stadt herein.)

日曜日に〔市庁舎の〕出窓で競馬大会を告示する召集が行われた。その後、月曜日に市外で競馬が行われた。そこには、都市楽師と都市フォークト²⁵⁾がいた。(Den Beruef, das Rennen belangende, thut man am Sonntag im Ercker, darnach thut man am Montag dausen beym Rennen wider, darbey ist ein Stadtpfeiffer und der Stadtvogt.)

競馬大会の後、男性たちがバルヘント布を賭けて競走する²⁶⁾。彼らは小川に向かう高台で、緋色のバルヘント布が掛けられている柱まで、〔不明〕²⁷⁾歩を駆け下る。この競走を実行するのは都市フォークトである。バルヘント布は横に長く広げられており、これを最初に掴んだ者がこの布を獲得した。(Darnach lauffen die Menner um den Barchat, lauffen n. schritt²⁷⁾ lang auf der Höhe gegen dem Bach zu der Seulen herab, daran der Scharlach hangt. Das verricht der Stadtvogt. Man streckt den Barchat nach der Lang her; der jhn am ersten ergreiff, der hat jhn gewonnen.)

大工のゲオルク・ジット親方は、スタートとゴールの所²⁸⁾に柵をこしらえる。〔順番を判定するための目印である〕梨の木でできた2つの柱が腐ってしまうと、彼は同じ場所で柱を新しくしなければならない。(Meister Georg Sitt, Zimmerman, macht die Schrancken auf bey dem Anlaß und herniden. Wann die 2 Säulen mit den Stadtbiren erfault seind, so muß ers an dem selben Orth wider erneuen. ²⁹⁾)

馬をスタートさせる時、ジット親方は濠を再びまっすぐにし、掃除しなければならない。濠には、〔スタートラインとして〕およそ3または4ツヴェルクフィンガー〔1ツヴェルクフィンガーは約2.5cm³⁰⁾〕の幅になるように、切り藁を敷かなければならない。このような濠に、競走馬を配置する。この濠の〔スタート地点の〕数歩後ろに〔危険防止のための〕柵を設け、濠の下〔ゴール地点〕にも〔危険防止のための〕柵を設ける³¹⁾。およそ3または4フィンガー〔ツヴェルクフィンガー〕の幅の新しい切り藁も、まっすぐにする。(Wann man die Roß

anläst, mus er das Gräblein wider schnuegerad machen und ausraumen. Ist etwan ungefährlich 3 oder 4 Zwerchfinger breit und gar seicht. Das muß er mit Spruel ausfüllen. Daran stellt man die Rennroß. Und hinter demselben Gräblein etlich schritt macht er die Schrancken auf; und herniden macht er auch die Schrancken auf. Und die Streue macht er auch schnuegerad von neuem Stroh, etwan ungefährlich 3 oder 4 Finger breit.)

都市フォークトは街路従者³²⁾と6人の都市〔フォークトの〕従者と一緒に競馬に立ち会う。フォークトは彼らに報酬を支払う。(Der Stadtvogt ist mit seinen Gassenknechten unnd mit den 6 Stadtknechten dausen bey dem Rennen, die entricht er.)

巡邏兵。その他に、巡邏兵は我が紳士の色³³⁾〔の衣服〕を身につけて、民衆の整理を行う。巡邏兵一人に4クロイツェルが与えられる。巡邏兵が仕える4人の銃マイスター³⁴⁾の各々に6クロイツェルが与えられ、彼らは入賞者を〔濠から〕外に連れ出す。(Scharwachter. Dernach die Scharwachter seind all dausen in meiner Herrn farb, der mit sie das Volck abtreiben. Gibt man einem 4 kr. und jhren 4 Buchsenmeistern jedem jrs noch 6 kr. dazu, das sie die Gewuneter hinaustragen.)

騎馬傭兵。早朝、8人の騎馬傭兵が市門の所にいるべきであり、彼らはアイヘロー、ザンドベルク、アウ³⁵⁾を、甲冑をつけて巡邏する。彼らには1オルディナント、つまり36クロイツェルが支払われる。紳士を警護する騎馬傭兵は甲冑を身につけず、彼らには半オルディナントである18クロイツェルが与えられる³⁶⁾。(Ainspönniger. Am morgen früh mußen 8 Einspönniger am Thor sein und streiffen am Aichelohe, am Sandberg und in der Au, die führen das Harnasch. Denen gibt man ein gantze Ordinant, ist 36 kr., und denen Einspönnigern, so auf die Herrn warten, gibt man ein 1/2 Ordinant, das ist 18 kr., der führen kein Harnasch.)

都市フォークト。都市フォークトを警護するのは4人の騎馬傭兵である。彼らは騎手と一緒に最初に進む。それに続いて、競走馬が入賞者たちと一緒に〔ゴールした〕順番に進んだ。荷造り人とワイン運搬人は、切り藁を越えてゴールしたのと同じ順番で、競走馬を都市の中に導き入れた。競走馬の前を

行くのは太鼓手と笛吹きであり、都市従者、街路従者、巡邏兵は脇を進んだ。彼らは教会通りを上ってきて、ワイン蔵を右手に見ながら側を通り、ワイン市場とペルラッハと果物市場を通り過ぎて、弧を描きながら穀物蔵まで行進した³⁷⁾。最高を獲得した者には、他の皆と一緒に、自宅への安全通行が保証された。(Stadtvoigt. Auf den Stadtvoigt warten 4 Einspönniger, zeucht vorher mit den Reuthern, darauf die Rennroß nacheinanderher mit jhren Gewinnetern; wie sie nacheinander über die Streu seind gelauffen, also führens die Ballenbinder und Weinzieher durch die Stadt herein, und vor den Rennroßen Trumel und Pfeiffen und nebenzu die Stadtknecht, Gaßenknecht und Scharwachter. Ziehen die weit Kirchgassen herauf und neben dem Weinstadel, so sie auf der rechten Hand lieg laßen, herab über den Weinmarkt, über den Berlach, über den Obsmarckt durch den Bogen herum hinauf zu der Schrandt und geben dem, der das Best gewonnen hat, alle miteinander das Geleit heim.)

荷造り人とワイン運搬人。我が紳士は荷造り人とワイン運搬人には何[の報酬]も与えず、同様に太鼓手と笛吹きにも何[の報酬]も与えなかった。最高を獲得した者は遊芸人[楽師]に酒代を与えた。(Ballenbinder und Weinzieher. Meine Herrn geben den Ballenbindern und Weinziehern nichts, desgleichen dem Trommelschläger und Pfeiffer nichts, sonder der Best gewinnt, gibt den Spilleuten ein Trinckgeld.)

都市楽師。一人の都市楽師しか必要なかった。彼は職務として笛を吹いて歩いた。それ以外のことは彼に要求されなかった。彼にも何[の報酬]も与えられなかった。(Stadtpeiffer. Man braucht nur ein Stadtpeiffer, so dausen beim Beruef herumblast, sonst braucht man jhn nicht weiter, gibt ihm auch nichts.)

賞品。[貿易商である]セバスチアン・ツアングマイスターに[1等の賞品である]半反のウルム産の赤い木綿布の代価としての36フロリーンと、織物の整理のために1フロリーンを支払った。赤・白・緑のサテン布と、[ゴールの目印である]梨の木に巻き付ける絹糸と、梨の木を取り巻く花輪を準備した[小売り商人である]ツアイラーに、全部で2フロリーン・37クロイツェル・2ヘラー³⁸⁾を支払っ

た。絹刺繍師に3フロリーンを支払った。織物に必要なコストの合計は43フロリーン・37クロイツェル・2ヘラーであった³⁹⁾。1等賞を獲得したのは、フリードリッヘンの農民であるレオンハルト・シュペールであった。(Gewinner. Dem Sebastian Zangmeister zalt um 1/2 Stück rotten Ulmer Stammel 36 fl. und, davon zu scheren, 1 fl. Dem Zeiler um rotten, weisen und grünen Atlas und um nehseiden zu der Stadtbirn herum darauf und ein Krantz um die Stadtbirn herum zalt für alls 2 fl., 37 kr., 2 h., dem Seidensticker, davon zu sticken, zalt 3 fl. Suma, so der Stammel in alls Kost 43 fl., 37 kr., 2 h.³⁹⁾ Das Best, das hat der Leonhard Sper, Bauer von Fridrichen, gewonnen.)

[2等の賞品である]弩⁴⁰⁾を作成したのはヴォルフ・シュニッツアーであり、その費用は11フロリーンと酒代8クロイツェルであった。2等を獲得したのは、アウグスブルクの鞣皮業者であるレオンハルト・ヒルブランドであった。(Das Armbrost hat der Wolff Schnitzer gemacht, Kost 11 fl., Trinckgeld 8 kr. Das ander, Leonhardt Hilbrand, Lederer zu Augspurg, hat gewonnen.)

[3等の賞品である]剣を作成したのは刃物鍛冶師のレオンハルト・ツオリンガーであり、2フロリーンかかった。金細工師のカスパール・イエーガーには、この剣のために11ロット[1ロットは約15g]・2分の1クイント[1クイントは約4g]の重さの銀が支払われた⁴¹⁾。1ロットは45クロイツェルであり、銀の費用は8フロリーン・21クロイツェルであった。剣の費用は全部で10フロリーン・21クロイツェルであった。3等を獲得したのは、モルンヴァイスの居酒屋主人であるハンス・ギッゲンバッハであった。(Das Schwerdt kost von Leonhard Zollinger, Meßerschmid, 2 fl. Dem Caspar Jeger, Goldschmid, zalt 11 Lott 1/2 qtl. Silber zum Schwerdt, das Lot um 45 kr., thut 8 fl., 21 kr., kost das Schwerdt über all 10 fl., 21 kr. Das dritt, Hanß Gigggenbach von Mornweiß, ein Wirth, hats gewonnen.)

4等を獲得したのは、紳士であるデュクセン・デュンケルブラウンの馬であった。5等を獲得したのは、ショッテナウの農民であるハンス・ジージャーの栗毛の馬であった。(Viertens, des Herrn Duxen

Dunckelbraun Roß ist das gewest. Fünfftens, Hanß Ziegler von Schotenau, ein Bauer, hat ein wohlbraun Roß gehabt, hat das fünfft gewonnen.)

紳士のデュクセンはもう一頭の栗色の馬を所有しており、この馬が6等である豚を獲得した。この競馬大会には6頭以上の馬が参加した。施療院で調達された豚は白色であり、大きくはなかったはずである。(Mehr des Herrn Duxen ander Roß, ist fuxbraun gewest, ist das 6te gewest, hat die Sau gewonnen. Seind mehr als 6 Roß alhie gewest zum Rennen⁴²⁾. Die Sau nimmt man im Spittal, die muß weis sein und nicht groß.⁴³⁾)

おわりに

アウグスブルクにおける1559年の競馬大会に関するP.H.マイルの記述からさまざまなことが明らかになるが、ここでは特に次の点を指摘しておく。1) 競馬大会には諸侯や都市貴族だけでなく、農民も参加していた。2) 競馬だけでなく、余興として徒競走も実施された。3) 競技の運営や賞品の準備は、都市当局である参事会が実施した。しかし、他方では、4) 競争路の長さが不明である、5) 競争路の設置場所が不明である、などの問題点も残された。

ドイツ中世後期の都市における競馬大会の具体的な競技方法に関しては、前述のように、不明の部分が数多く残されている。この意味では、マイルの記述はスポーツ史的な観点(競技方法など)から極めて有益な史料である、と言えるだろう。

注

- 1) 例えば、アウグスブルクの参事会は1451年に、戦争に必要な馬を確保するために、市民には1頭の馬を、裕福な市民には2頭の馬を、非常に裕福な市民には4頭の馬を調達するように命じている(Stetten, P. von, Geschichte der Heil. Röm. Reichs Freyen Stadt Augsburg. Augsburg 1743. Bd.1. S. 172.)。なお、ここで言う「市民」とは、法的な意味で「市民権」を有する住民のことである(拙著、ドイツ中世後期のスポーツ—アウグスブルクにおける「公開射撃大会」一、不昧堂出版、平成10年、70-72頁)。
- 2) 例えば、1482年2月にバイエルン公クリストフはアウグスブルクで馬上槍試合を実施したが、これにはアウグスブルクの都市貴族も参加した(Stetten, P. von, Ibid., S.222)。また、1459年2月にはウルムとニュルンベルクの都市貴族がアウグスブルクに到来し、当地の都市貴族たちと馬上槍試合を行っている(Die Chroniken der deutschen Städte vom 14. bis ins 16. Jahrhundert. Hrsg. durch die Historische Kommission bei der Bayerischen Akademie der Wissenschaften. Göttingen 1966 (1917). Bd.22. S.145. 以下では「ChronDtStädte」と略)。
- 3) 例えば、1509年7月と8月にアウグスブルクで開催された弩と銃による公開射撃大会では、余興として「競馬」が実施された(拙著、前掲書、285-287頁)。
- 4) Chronik des Hector Müllich. In: ChronDtStädte. Göttingen 1966(1917). Bd.22. S.80.
- 5) Mußgnung, L., Das Augsburger Scharlachrennen von 1454. In: Zeitschrift des Historischen Vereins für Schwaben und Neuburg. 46(1926). S.141-143. 拙著、前掲書、96頁。
- 6) Stetten, P.von(Jünger), Kunst= Gewerb= und Handwerks =Geschichte. Tl. 2. Augsburg 1788. S.171.
- 7) 例えば、C.ディーム、E.ノイエンドルフ、G.A.A.ボーゲンがあるいはH.ユーバーホルストなどの著作におけるドイツ中世後期のスポーツに関する通史では、競馬大会が実施されたことに関する言及はなされているが、この大会の競技や運営に関する記述は見られない。Bogeng, G.A.A. (Hrsg.), Geschichte des Sports aller Völkern und Zeiten. Leipzig 1926、Diem, C., Weltgeschichte des Sports und der Leibeserziehung. Stuttgart 1960、Neuendorff, E., Geschichte der neueren deutschen Leibesübung von Beginn des 18. Jahrhunderts bis zur Gegenwart. Bd.IV. Dresden Ohne Jahr(1930), Ueberhorst, H. (Hrsg.), Geschichte der Leibesübungen. Bd. 3/2. Berlin/München/Frankfurt a.M. 1981.
- 8) Mußgnung, L., Ibid. S.141-143.
- 9) マイルの経歴、年代記作者としての業績、ス

ポーツに関する著作などについては、次の拙稿を参照されたい。P.H. マイル (1517-1579) の射撃に関する年代記、体育史研究、18号 (平成13年)、29-38頁。ここでは、29-31頁。

- 10) Cronica. Aug. No. 248 des Augsburgers Stadarchivs. S.620-632, Memorialbuch. Schätze: Nr. 63 des Augsburgers Stadtarichivs. S.158^v-160^v, Großes Memorybuch. Zapf Aug. 36 N. 1004 des Augsburgers Stadarchivs. S.889^r-890^v. これらの文書の表題は長文なので、紙面の関係でここでは省略する。なお、2つの文書の表題と内容および成立事情に関しては、次の論考を参照されたい。Roth, F., Einleitung. In: ChronDtStädte. 1966 (1917). Bd. 32. S.CV-CVI.
- 11) Mair, P.H., Cronica. Bl.1^r. 本書の85頁から103頁では、射撃に関する記録が記載されている。これに関しては、注9の拙稿を参照されたい。
- 12) Ibid., S.620. 「ツunft体制 (Zunftverfassung)」とは、都市の統治機関である参事会の会員が主として「ツunft」の代表から構成されている政治体制のことである。アウグスブルクでは1368年から1548年まで180年間、ツunft体制が続いた。これに対して、参事会員が主として「都市貴族」から構成されている政治体制は「門閥体制」と呼ばれ、アウグスブルクではツunft体制以前と1548年以後は「門閥体制」であった。アウグスブルクのツunft体制については、拙著 (前掲書、63-74頁) を参照されたい。
- 13) 【ドイツ都市年代記】に所収されているマイルの年代記 (Chronik des P.H. Mair (1). In: ChronDtStädte. Bd.32. S.362-363.) には、1559年の競馬について次のように記述されている。「アウグスブルク [の参事会] による1559年の競馬大会の告示。尊敬すべき参事会は1559年10月9日に当地で競馬大会を開催することを告示した。7頭の馬が刻印 [参加登録] され、参加を許された。紳士のバルトハザール・トラウトソンが一等賞のシャルラッハ布を獲得し、製靴業のヒルブランドが二等賞の乗馬用剣を獲得した。三等賞の弩と [最後の賞の] 豚を獲得したのはシュペールと言うバイエルの農民であった」 ([] 内は訳者の挿入)。この記述における1等と3等を獲得した者の名前は、本稿で訳出した入賞者の名前と異なっている。その理由については、今後の課題としたい。
- 14) 【ドイツ都市年代記】の第32巻において、1559年の競馬大会に関するマイルの記述の翻刻がなされている (ChronDtStädte. Bd.32. Beilage VII (zu S.362), S.482-484)。この翻刻は、脚注において説明がなされているように (Ibid., S.482. Anm.1)、【年代記】のテキストに【備忘録】のテキストが組み入れられている。しかし、どの部分のテキストが組み入れられたのか、ということに関する注釈はなされていない。そこで、本稿では、ドイツ語による翻刻に関する注において、紙面の関係から内容上の相違についてのみ言及することにする。なお、ドイツ語の翻刻に当たっては、名詞の語頭は大文字にし、句読点は【ドイツ都市年代記】の翻刻に従った。
- 15) 「Herr」は「紳士」と訳出した。「Herr」は「Patriziat」(都市貴族)と同義であり、政治的かつ社会的に指導的な地位にある人々であった。Baer, W., J. Belloto, T. Falk etc. (Hrsg.), Augsburgers Stadtlexikon. Geschichte, Gesellschaft, Kultur, Recht, Wirtschaft. Augsburg 1985. 277-278.
- 16) マイルが何故このことに言及したのか、不明である。
- 17) 「2つの部屋」とは、「紳士酒房団体」と「貿易商酒房団体」が社交のために取得した部屋のことである (ChronDtStädte. Bd.32. S.482. Anm.7)。紳士酒房団体については、拙著 (前掲書、72-74頁) を参照されたい。
- 18) 日付の特定については、次の文献を参考にした。Gtorenfend, H., Taschenbuch der Zeitrechnung des deutschen Mittelalters und der Neuzeit. Hannover 1991. S.80. 1480年の競馬大会も「聖ミカエルの日」に開催されている (Mair, P.H., Cronica. S.620)。また、1524年には10月3日に、1527年には10月7日に開催されている (Ibid., S.622)。さらに、1454年に開催された競馬大会に関する招待状では、「昔からの慣例に従って毎年聖ミカエルの日に我が都市で開催している年市の時」に競馬大会が開催されることが言及されている (拙

- 著、前掲書、118頁、注205)。これらの記述から、アウグスブルクでは「聖ミカエルの日」(9月29日)の後に開催される年市の際に、競馬大会が開催されたことが推測できる。
- 19) 「馬監督官」(Stimierherr)とは、「都市が所有する馬を監督する役人」であった(ChronDtStädte. Bd.32. S.482. Anm.13)。
- 20) 【備忘録】のテキスト(以下「テキストM」と略)は「nach Mickaeli」を欠いている。
- 21) テキストMは「Und von jedem Roß zu siegeln in Geld fl.1」というテキストを欠いている。
- 22) 「切り藁」(Streu)は、文脈からスタートとゴールの「ライン」のために使用されたと思われる。
- 23) テキストMは「Und am folgenden Montag zu morgens ist das Rennen」というテキストを欠いている。
- 24) 「騎馬傭兵」とは、参事会に任命された傭兵であり、戦時は騎馬甲冑で出陣し、平和時には都市の使者を務めた(Augsburger Stadtlexikon. S.95)。
- 25) 「都市楽師」(Stadtpeifer)とは、都市によって雇用された職業的楽師である。都市が彼らを雇用するには皇帝の許可が必要であり、アウグスブルクは1426年に皇帝ジギスムントからこの許可を得た(Augsburger Stadtlexikon, S.152)。「都市フォークト」(Stadtvogt)とは、主として都市法に基づく職務を遂行する役人であった(Ibid., S.394)。
- 26) 競馬大会の余興としての徒競走は1480年、1511年、1524年、1527年の大会でも実施されている。いずれも、バルヘント布が賞品であり、参加者は男女の「奉公人」や「従者」であった(Mair, P.H., Cronica. S.620-623)。
- 27) この「n.」は「nomen nescio」の略語であり、ここでは歩数不明を意味する。1509年にアウグスブルクで開催された公開射撃大会での徒競走の距離は「350歩」であった(拙著、前掲書、267頁)。なお、「小川に向かう高台」という場所の特定は、今後の課題としたい。
- 28) 競馬大会のスタートとゴールは、南側から都市に入る際の城門である「ロート門」前の牧草地であったと思われる(Stetten, P. von(Jünger), Ibid., S.172)。
- 29) テキストMでは、文末が「彼はこれを新しく作り、同じ場所に設置しなければならない(so sumer wider neu machen vnd an desselb orth wider setzen)」となっている。
- 30) Verdenhalven, F., Alte Maße, Münzen und Gewichte aus dem deutschen Sprachgebiet. Neustadt an der Aisch 1968. S.53-54.
- 31) 競争路となった「濠」は、「ロート門」と西側から都市に入る際の城門である「ゲッキンガー門」とを結ぶエーゼル壁の外側にあった「射撃濠」であったと思われる(拙著、前掲書、135頁)。
- 32) 「街路従者」とは、「街路の安全と安寧を維持する」ために都市フォークトに任命された役人である(ChronDtStädte. Bd.32. S.532)。
- 33) 「我が紳士の色」とは「都市の色」、つまり赤・緑・白の色を意味する(Augsburger Stadtlexikon. S.103)。
- 34) 銃マイスターに関しては、拙著を参照されたい(前掲書、148-149頁)。
- 35) アイヘロー、ザンドベルク、アウは、いずれもアウグスブルクから遠くない西側に位置する地名である(ChronDtStädte. Bd.32. S.483. Anm.3)。
- 36) 競馬大会中の市内および市外の治安を維持するために、城門の警備がなされた。例えば、1511年の大会の際には、「6つの市門が半日閉鎖され、主要な門に警備員が配置された。各々のツフトから2人ずつ出ている武装した36人と、都市貴族からの2人とを合わせて38人が警備について」(Mair, P.H., Cronica. S.621)。1544年の大会では、城門の警備のために各ツフトから「合計110人」が配置された(Ibid., S.624)。
- 37) この行進は「ロート門」から、北側から都市に入る際の城門である「ヴェルタッハ門」に至る、都市内の中央通りであったと思われる(拙著、前掲書、56頁の地図を参照)。
- 38) テキストMでは「2フロリー・27クロイツェル・2ヘラー」となっている。当時の貨幣価値は、一般的には、1フロリーが60クロイツェル、1クロイツェルが4プフェニツヒ、1プフェニツヒが5ヘラーであった(Verdenhalven, F., Ibid., S.27

- und 31)。ところで、拙著 189 頁表 20 欄外の説明におけるプフェニツヒとヘラーの換算は誤りであり、本稿のように訂正したい。
- 39) テキスト M では「43 fl, 47 kr., 2 h」となっている。ところで、この段落のコストを計算すると「42 フロリーン・37 クロイツェル・2 ヘラー」となる。この金額の相違が単純な計算間違いなのか、他の支出があったのか不明である。
- 40) 『大備忘録』には弩と剣の挿絵がある (Mair,

P.H., Großes Memorybuch. S.889 r)。

- 41) Verdenhalven, F., Ibid., S.33 und 42.
- 42) テキスト M では、「6 頭以上の馬は参加しなかった (sennd nit mer dan die 6 Renroß alhie gewest so gelaffen send)」と記述されている。
- 43) 豚に関するこのテキストは、テキスト M では入賞馬の市内での行進に関するテキストに続いて記述されている。